

要望項目	<b>国道 280 号線整備促進について（継続）</b>		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県

要望事項の内容			
国道 280 号は、津軽半島北部へ通じる海岸道路であり、観光バスなど大型車両の通行のほかに、地域住民にとって生活を支える唯一の路線となっています。			
2001 年に野田バイパス（外ヶ浜平館）が開通しましたが、今別町砂ケ森地区から今別バイパスまでの沿岸道路については、非常に狭隘部分が多く、現在も大型車両の通行が困難な箇所も多数あり大変不便をきたしております。また、同区間の道路については一路線のみであり、冬期間には降雪量の増加に伴い一般車両の通行にも支障をきたし、災害時には大きな被害につながる可能性が非常に高い地域となっています。			
特に、大泊海岸は海と隣接した路線のため、波により年々浸食され砂浜もなく護岸などに波が直接押し寄せる状況となっています。このため、低気圧や季節風に伴う高波により、小石や木片が道路上に打ち上げられ、通行にも影響を及ぼし安全対策が叫ばれています。			
沿岸地域で唯一の道路でもあり、地域住民の安心安全な生活を維持するため、防災対策を含む道路整備については早急に進めていただくよう強く要望します。			
<p><b>1. 国道 280 号の防災対策を含む早急な道路整備</b></p>			

現在までの主な経緯・参考事項	
○要望活動等	<p>平成 11 年 12 月 山崎～大泊区間国道 280 号決壊（二日間通行止め）</p> <p>平成 19 年～20 年 裂月（七曲）災害防除対策 道路拡幅及び防護柵工</p> <p>平成 22 年 9 月 大雨による七曲土砂災害発生（一部通行止め）</p> <p>平成 27 年 8 月 東青地域県民局地域整備部 部長要望「大泊海岸の早期整備について」</p> <p>平成 29 年 4 月 暴風による倒木、道路防護柵破損災害発生（一部通行止め）</p> <p>平成 29 年 5 月 東青地域県民局地域整備部 部長要望「国道 280 号線の防災対策について」</p> <p>令和 4 年 8 月 裂月～奥平部区間大雨災害による土砂崩れ発生（通行止め）</p>

担当部署名	今別町 産業建設課
-------	-----------

国道 280 号線整備促進について



※高波による交通障害写真

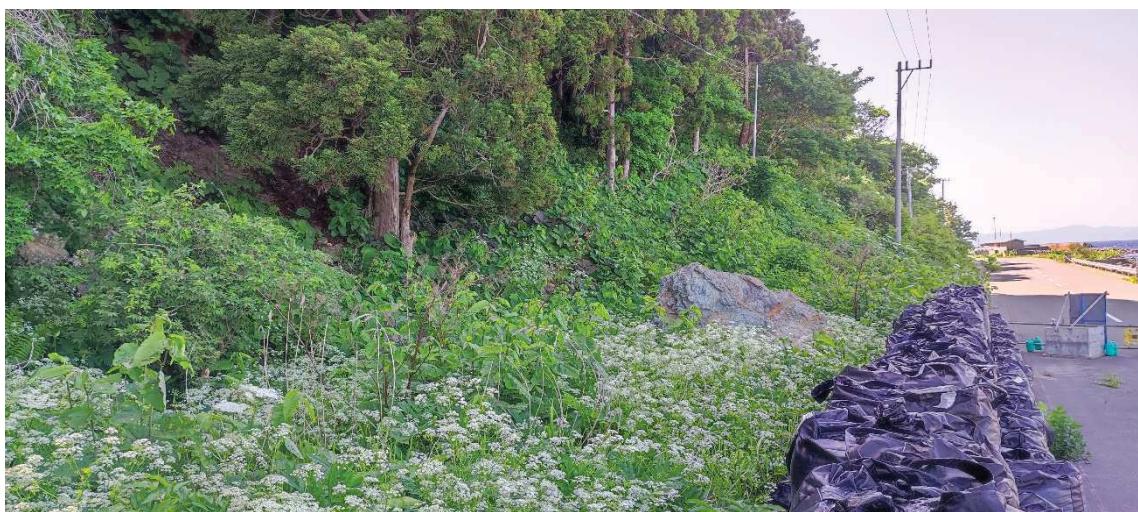
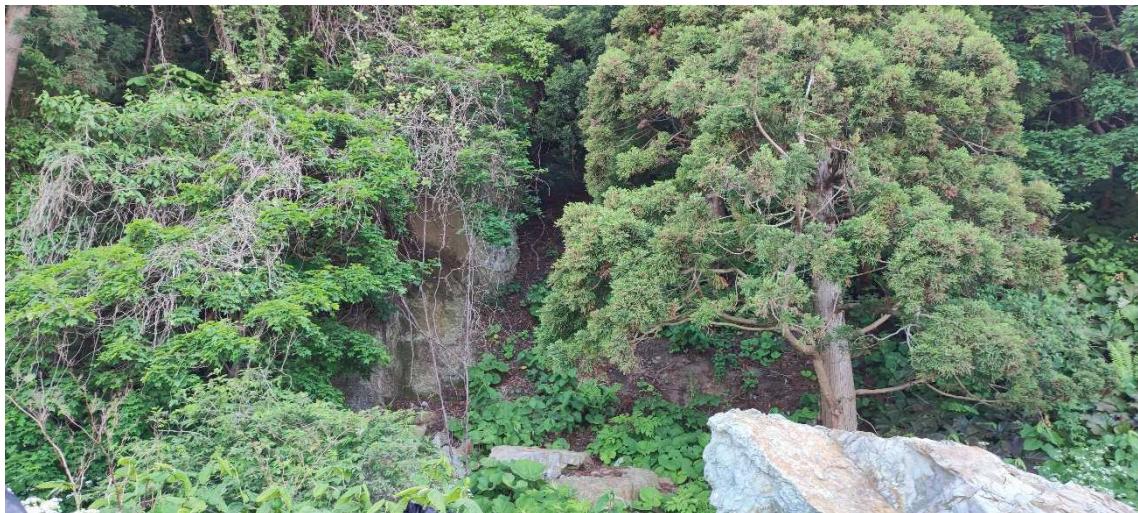


※暴風による倒木被害写真

※令和4年度 8月大雨被害



※落石被害



要望項目	国道280号（蓬田～蟹田）バイパス整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要望事項の内容	
一般国道280号は、青森市から陸奥湾沿いに北上し、津軽半島最北端の外ヶ浜町三厩地区に至る半島循環道路で地域住民の生活路線となっていますが、冬期間は、降雪による交通渋滞が慢性化するなど、日常生活に支障をきたしております。	
また、東青地区の観光や、産業経済の振興並びに文化の向上にとって最も重要な路線であり、その機能強化のために整備促進は緊急の課題となっております。	
現在、蟹田Ⅱ期工区残工事区間L=0.78kmについては、用地取得が進められておりますが、早期完成を望む声は地元住民の切実なものであります。	
青森市と津軽半島地域の連絡機能の向上及び交流の促進を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
<b>1. 国道280号（蓬田～蟹田）バイパスの建設及び整備促進</b>	

現在までの主な経緯・参考事項			
油川	～	内真部	L=8.37km 平成5年開通
内真部	～	蓬田	L=10.20km 平成14年開通
蓬田	～	蟹田	バイパスⅠ期工区 L=5.12km 平成22年開通
蓬田	～	蟹田	バイパスⅡ期工区1工区 L=0.90km 平成29年開通
蓬田	～	蟹田	バイパスⅡ期工区2工区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度 道路概略設計</li> <li>・平成27年度 事業説明会、地形測量、道路予備設計</li> <li>・平成28年度 路線測量、道路詳細設計</li> <li>・平成29年度 事業説明会、用地測量、用地買収</li> <li>・平成30年度 用地買収</li> <li>・令和元年度 用地買収、遺跡調査</li> <li>・令和3年度～ 用地買収、道路新設着手</li> </ul>

担当部署名	外ヶ浜町 建設課
-------	----------

# 国道280号(蓬田～蟹田)バイパス整備状況



要望項目	<b>蟹田川の河川整備について（継続）</b>		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県

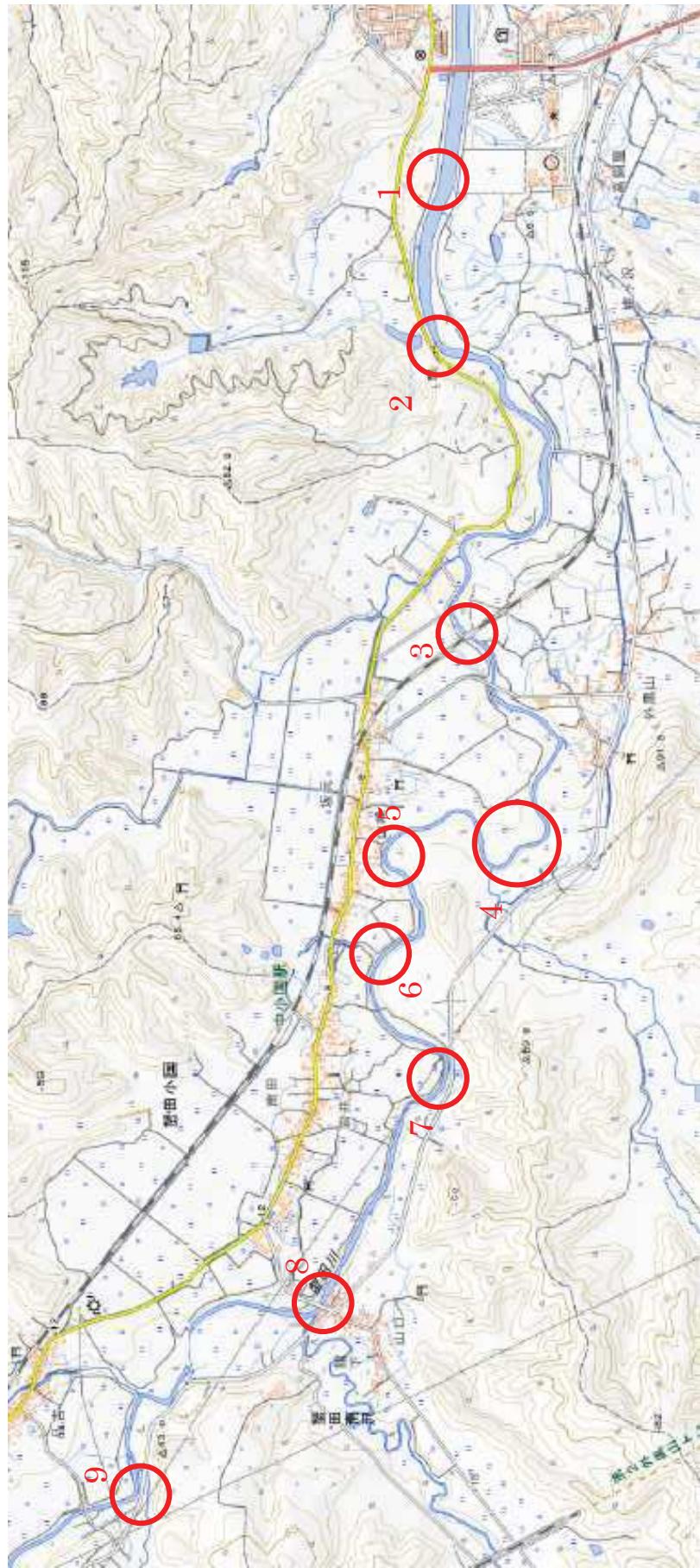
要望事項の内容
蟹田川においては、令和4年8月の大暴雨の他、過去にも大雨の時は何度も氾濫を繰り返し、農地の冠水や南沢地区で床下浸水する等、災害による被害が多い河川となっております。
令和4年8月の大暴雨の際は、総合流域防災事業として、伐木除根工、河床掘削工を継続して実施して頂いている効果により、最小限の被害に抑えられたと認識していますので、他箇所についても引き続き、災害防止のため河川断面確保等による適正な維持管理をして頂くよう要望いたします。

現在までの主な経緯・参考事項
平成28年度 要望箇所③ 掘削工
平成29年度 要望箇所⑥ 掘削工
平成30年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工
令和元年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工
令和2年度 要望箇所⑨ 掘削工
令和3年度 要望箇所① 掘削工、伐採除根工
令和4年度 要望箇所④ 掘削工、伐採除根工
令和5年度 要望箇所①② 掘削工、伐採除根工

担当部署名	外ヶ浜町 建設課
-------	----------

## 蟹田川の河川整備について

蟹田川の維持管理については以前より定期的に施工していただいており、河川の安全は確保されてきました。しかし、令和4年大雨災害により、再び土砂の堆積が見られ、掘削が必要な状況となつております。よつて、下記要望箇所の伐木除根、河床整理等の継続的な維持管理を必要といたします。



要望項目	<b>主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠の道路整備について（継続）</b>		
要望先	国		
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森県

要望事項の内容
主要地方道今別蟹田線は、今別町及び外ヶ浜町三厩地区から青森市、五所川原市へ通じる唯一の道路として町民の命を繋ぐ重要な路線になっています。
しかし、当該路線は、急勾配の上にカーブが多く、特に冬季積雪期間は、一部区間で散水消雪施設を整備しているものの、その他の区間で路面凍結や積雪による車両事故が多発しており、地域住民は不安を感じているところです。
北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業後は、物流・人流・観光・防災を支える最重要路線としての役割が更に増していることから、住民の命を守る、事故のない安全な道路として、平坦化に向けた整備について要望いたします。

#### 1. 主要地方道今別蟹田線（県道14号）の平坦化に向けた道路整備について

現在までの主な経緯・参考事項		
令和4年1月29日、今別町長と外ヶ浜町長の連名で青森県県土整備部長へ要望書を提出している。		
令和5年度は、道路課及び関係町村等と連携をとりながら8/30、12/20、3/19の3回、勉強会を開催した。令和6年度は、事故の状況確認や今後の平坦化整備に向けた課題や整備手法、現道の整備後の取扱等について意見交換（事業の検討）を継続していくことを確認した。		
<table border="1"> <tr> <td>担当部署名</td> <td>外ヶ浜町 建設課</td> </tr> </table>	担当部署名	外ヶ浜町 建設課
担当部署名	外ヶ浜町 建設課	

# 主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠間 位置図



要望項目	<b>国道 280 号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進について（新規）</b>		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要望事項の内容	
国道 280 号（津軽半島海岸線）は、北部は外ヶ浜町から、南部は青森市へ通じる海岸道路であり、観光施設へのアクセスや地域住民の生活に重要な役割を果たしている路線となっております。	
令和4年8月3日の大雨により、瀬辺地地区の国道 280 号線沿い法面が崩壊し、車両の通行や地域住民の安全な生活にも支障がでたため、この法面の防災対策として、崩壊した法面部の土地の所有権を、瀬辺地自治会から、蓬田村に移転しており、県でも道路防災上の観点からも調査は必要だということで、令和 5 年度に現地踏査を実施していただいております。	
令和 6 年度は、県により、地質調査や法面工の設計を実施する予定となっておりますが、津軽半島の外ヶ浜町から青森市を結ぶ海岸道路であり、地域住民の生活を維持するためにも、早期の災害防除等に関わる工事着工に特段の御配慮をいただきたい。	
<p><b>1. 国道 280 号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進</b></p>	

現在までの主な経緯・参考事項
令和4年8月 大雨により法面崩壊
令和5年2月 蓬田村へ法面部の土地の所有権を移転
令和5年9月 令和6年度県単独道路事業要望

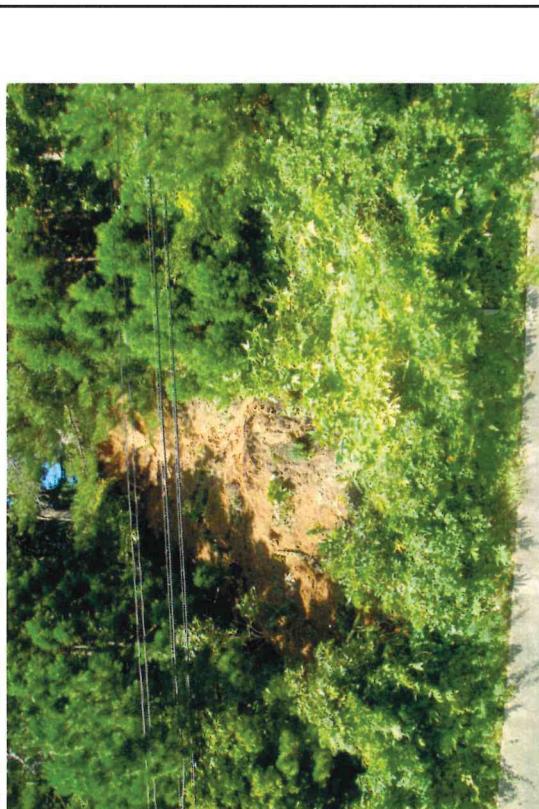
担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------

令和6年度 県単独道路事業要望箇所図

要望順位	1	路線名	国道280号線	地内	蓬田村大字瀬辺地
------	---	-----	---------	----	----------



令和6年度 県単独道路事業 要望写真

要望順位 1	路線名 国道280号線	地内	蓬田村大字瀬辺地
			
			

要望項目	<b>令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正に伴う農家への影響について (新規)</b>	
要望先	国	東北農政局 青森県拠点
	県	農林水産部(農産園芸課)、東青地域県民局地域農林水産部(農業普及振興室)
	その他	
関係法令	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正 (令和6年4月1日施行)	事業主体 蓬田村

要望事項の内容	
<p>気候変動や市場原理等のリスクを抱えた中での農業経営において、将来を見据えた中長期計画が重要視されることから、国による運用基準等の拙速な変更は、国への不満と不信感を募らせるものであります。</p> <p>このことから、以下について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>農家への直接的な変化がある事柄は、特に時間をかけ周知し、理解を得られるよう体制整備をしていただきたい。</b></li> <li><b>運用基準等、事前整備が充分ではない中で、途中修正ありきの事務の進め方はやめていただきたい。</b></li> <li><b>農地保全のための支援事業を充実していただきたい。</b></li> </ol>	

現在までの主な経緯・参考事項	
1. 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について(令和6年4月1日施行)	令和6年2月19日東北農政局青森県拠点から、経営所得安定対策等実施要綱の主な改正内容についてのメールが送付された。会計検査院からの処置要求を踏まえた改正であり、内容については現時点案であるため、今後の手続きの中で変更の可能性があるとのことであった。
	その後、令和6年4月11日要綱の一部改正について、正式にメールが送付された。内容は、下記2のとおりである。
2. 一部改正による変化	(1) 対象作物の場合、同交付金を申請していない場合であっても基準単収の2分の1に満たない場合は、交付対象外とする規定が追加となっている。 よって、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業を対象作物で申請している農家で、対象作物の収量が基準単収の2分の1を上回ることができず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、交付金の不交付又は交付後であれば返還となる。
	(2) 2年連続して理由書が提出された場合、原則として改善指導を行う対象とともに、改善指導を受けた内容が実効されていなかった場合に交付対象外とする規定が追加となっている。 よって、同一の交付申請者に対して、2年以上連続して、同一品目において理由書(自然災害によるものを除く。)が提出された場合には、原則として改善指導を行う。
	また、改善指導を受けた交付申請者が、次年度以降に収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付金の交付対象とはならない。
(3) 改正を受けての国への確認事項として、令和6年4月11日に照会した内容について	※令和6年6月12日現在未回答 「令和5年度畑地化促進事業のその他作物(そば)の該当者で、令和5年度から令和9年度までの間に、1度でも収量が基準単収の2分の1を上回れず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、令和5年度に交付された畑地化促進事業の交付金を全額返還しなければならないか」
3. 要綱の一部改正による影響について	要綱の一部改正の4月施行を受け、村では急遽、令和6年4月30日に緊急農家説明会を開催し、対象農家

～概要の周知を行った。

説明の中で、地域への影響については以下のとおりである。

(1) 令和6年度畑地化促進事業の要望を取り下げする農家は、「畑地化促進事業の要望取り下げ書」を村産業振興課に提出した。

※数値は令和6年6月12日現在

ア. 令和6年度畑地化促進事業の要望者43名中14名、その他作物（そば）要望面積53.9haの内23.2haが要望を取り下げた。

イ. 取り下げした農家の内、2名が離農し、13.1haが「そば」から「自己保全管理」に変更となった。

(2) 水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、従来年内に交付金を農家に交付をしていたが、収量確定後の翌年1月から3月末（年度内）交付に変更となる可能性が高い。

ア. そばの収量報告（青森農業協同組合から）は、翌年1月以降となる。

イ. 年度内交付に変更した場合、農協の購買（肥料及び農薬等）代金及びトラクター等機械関係のローン等の支払が遅れるため、延滞金等が発生し、農家に多大な影響がでる。

ウ. 税務申告において、収入と支出が同年に申告できない。また、過年度分の交付金が返還となつた場合、修正申告で税金の還付を受けられるのか不明である。

#### 4. 蓬田村での今後の方針について

現在のそば栽培は、農地保全の意味合いも含んだものとして定着してきたが、気候の影響を受けやすく単価も安いため、国による交付金に頼った度合いが強い。また、本来の収穫から所得を得るという農家の意識が薄れてきたことにより、利益を出すのが難しく、更に物価高騰等の影響もそば栽培農家に追い打ちをかけていく。

そばを作付けした農地を水田に戻す農家は少なく、耕作できない農地（耕作放棄地）の増加が危惧されることから、そば以外に安定した収益が期待できる新たな作物がないか、引き続き関係機関と協議していく必要がある。

これから農業経営について、地域農事振興組合を中心に農家自身が意見を出し合い、魅力ある産業として次世代に引き継ぐ「儲かる農業」の実現を目指し、村農業の収益性を高めるため、構造改革を進めることが重要と考える。

担当部署名	蓬田村 産業振興課
-------	-----------

要望項目	<b>玉松海水浴場に大量に漂着するアマモの除去について（新規）</b>	
要望先	国	
	県	東青地域県民局地域整備部（河川砂防施設課）
	その他	
関係法令		事業主体 蓬田村

<b>要望事項の内容</b>
<p>当村では、玉松海水浴場に漂着したアマモ等の海藻類については、一般廃棄物として処理できないため、そのまま海岸に数年に渡り埋設しております。</p> <p>しかし、埋設場所が限られていることから、今後、埋設できなく可能性があるため、海岸管理者である県に除去をお願いします。</p> <p><b>1. 海岸管理者である県が、当村の観光名所である玉松海水浴場及び海岸全体の海岸漂着物について調査し、周辺に悪影響が考えられる場合は、漂着物の除去をしていただきたい。</b></p> <p><b>2. 海岸保全のための支援事業を充実していただきたい。</b></p>

<b>現在までの主な経緯・参考事項</b>
<p>○蓬田村の現状について</p> <p>当村では、春から夏にかけて吹く偏東風（やませ）の影響により、海岸に大量のアマモが漂着することが多々ある。そのアマモは暑い日が続くと悪臭を放ち、周辺の住宅に以下の影響を及ぼしている。</p> <p>1. 健康への影響 悪臭が強い場合、住民の健康に悪影響を与える可能性がある。特に、悪臭が継続的に漂う場合、住民の呼吸器系やアレルギー反応に影響を与える可能性がある。</p> <p>2. 生活の品質の低下 悪臭が周囲に広がることで、住民の生活の品質が低下する可能性がある。悪臭が強い場合、窓を開けることができず、室内の換気が困難になるため、不快な環境で過ごすことになる。</p> <p>3. 不動産価値の低下 悪臭が周辺に広がることで、周辺住宅の不動産価値が低下する可能性がある。悪臭のある場所に住みたくないという理由で、不動産の需要が減少し、それに伴い価格が下落することが考えられる。</p> <p>4. 社会的関係の悪化 悪臭を放置することで、住民からの不満が生じ、住民と行政との関係が悪化する。</p> <p>以上のような影響から、悪臭が周辺住宅に与える影響は重大であり、早急な対策が必要とされる。</p>

担当部署名	蓬田村 産業振興課、健康福祉課、建設課
-------	---------------------

要 望 項 目	<b>四戸橋川河川護岸施設の整備について（新規）</b>		
要 望 先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関 係 法 令	河川法	事業主体	青森県

<b>要 望 事 項 の 内 容</b>
<p>四戸橋川においては、令和4年8月の大雨の影響により、中沢駅から国道280号バイパスまでの区間で、自然護岸が崩落している箇所があります。</p> <p>令和6年4月に県へ要望し、現場を確認していただいておりますが、今後の大雪等により、さらに浸食が進み道路の崩壊や農業施設にも重大な影響を与える可能性も大きく、被害が拡大する恐れもあるため、災害防止のための護岸施設等の整備について特段の御配慮をいただきたい。</p>

#### 1. 四戸橋川河川護岸施設の整備について

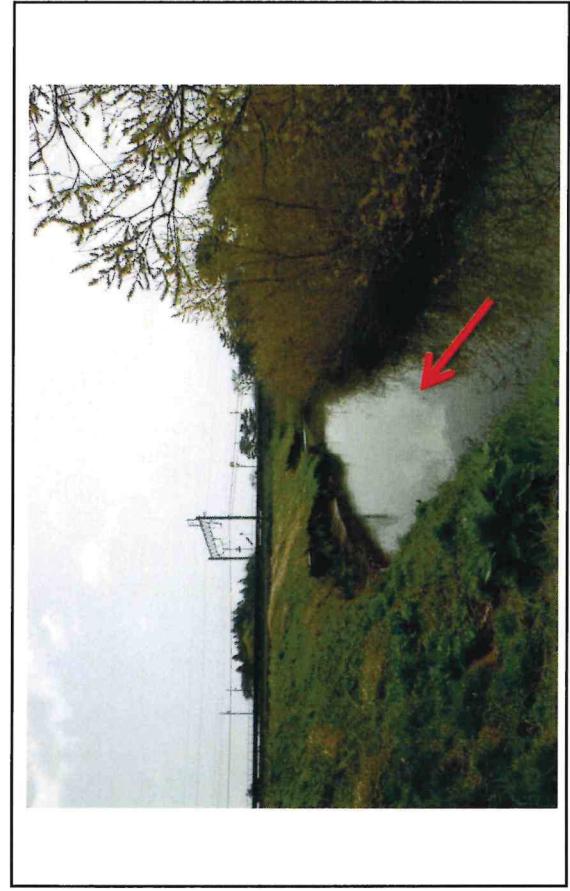
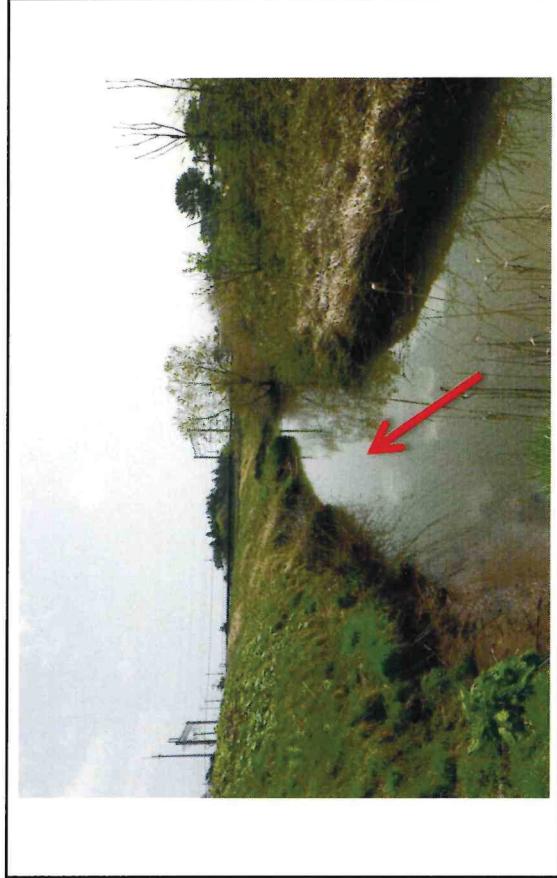
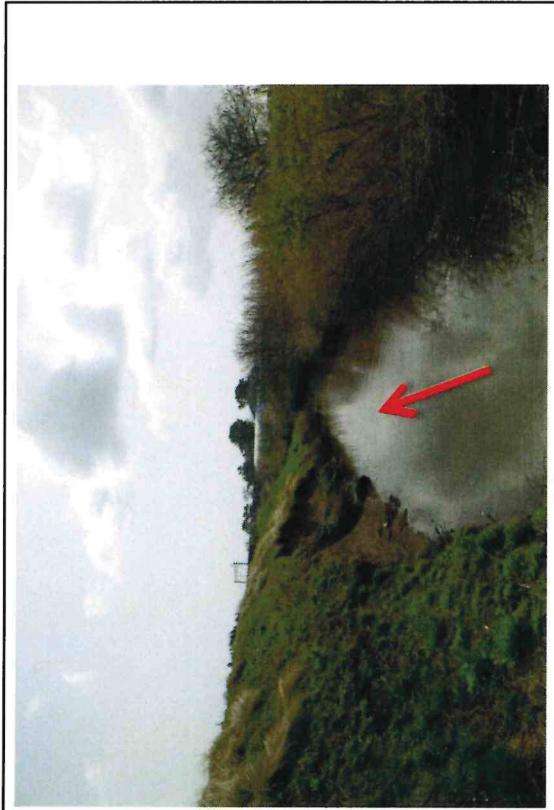
<b>現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項</b>
<p>令和4年8月 大雨により自然護岸崩落          令和6年4月 県へ要望</p>

担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------



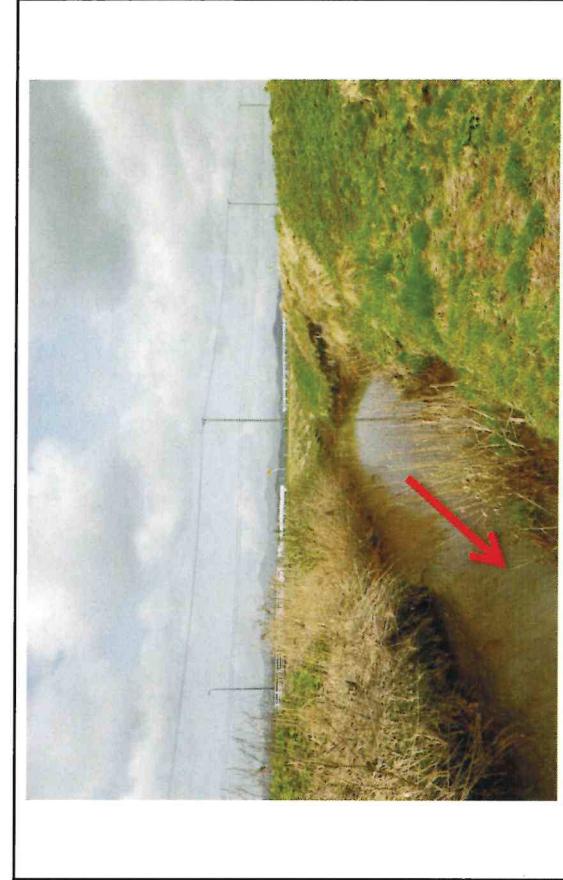
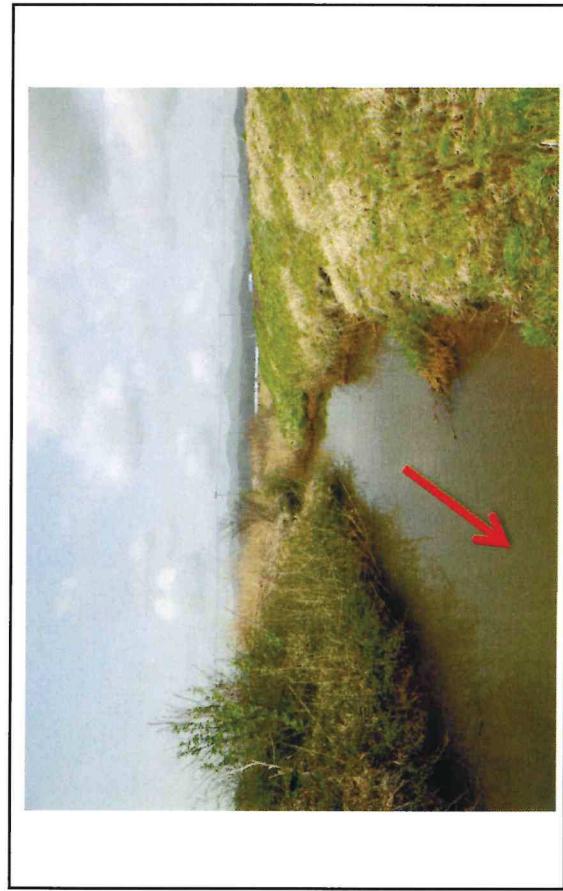
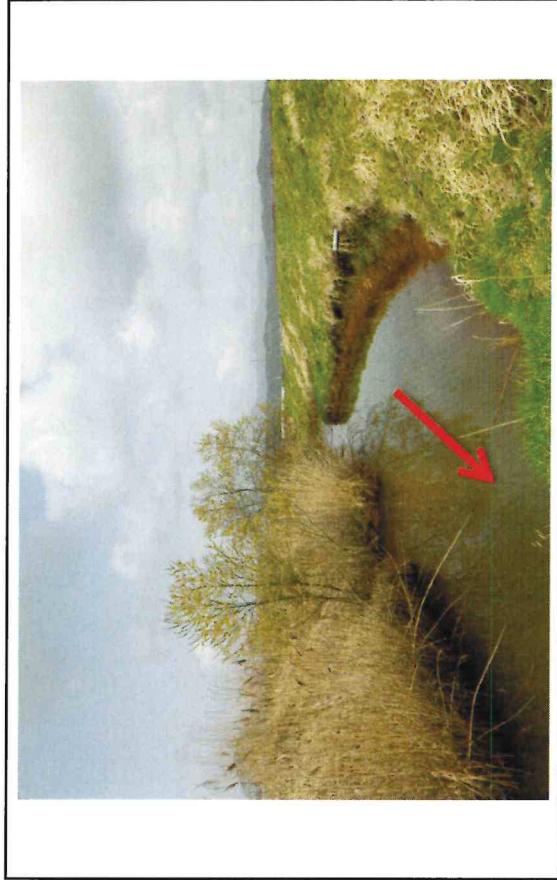
状況写真①

要望順位	
河川名	四戸橋川



状況写真②

要望順位	
河川名	四戸橋川

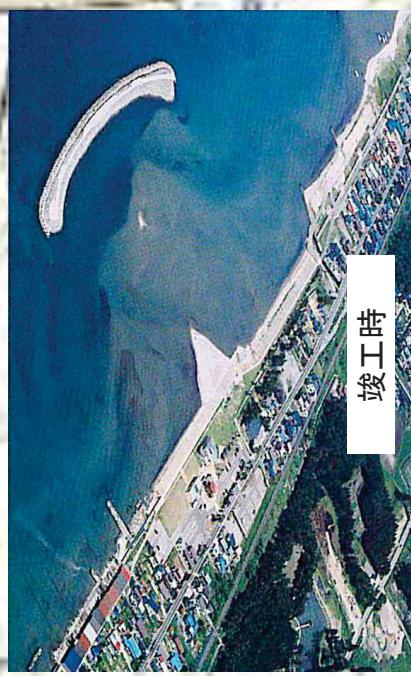


要望項目	<b>たままつ海岸の浚渫について（新規）</b>		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森県

要望事項の内容
蓬田海岸はCCZ整備事業で離岸堤、階段式堤防やたままつ海の情報館が整備され、夏は海水浴や玉松海まつりが開かれており、現在、青森県が管理を行っております。
しかし、トンボロ現象により離岸堤と階段式堤防が砂で繋がり、そこに、海草や漂着物が流れ着いて堆積し悪臭を発生させ住民生活へ多大な影響を及ぼしております。
そこで、東青地域県民局地域整備部に海岸清掃実施届けを提出して、村が毎年海草などの撤去を行っておりますが、抜本的な解決には至っておりません。
つきましては、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。
<b>1. たままつ海岸の浚渫</b>

現在までの主な経緯・参考事項		
平成12年8月	蓬田海岸CCZ竣工	
平成27年7月	たままつ海岸清掃	256千円
平成28年7月	たままつ海岸清掃	244千円
平成29年7月	たままつ海岸清掃	275千円
平成30年7月	たままつ海岸清掃	332千円
令和元年7月	たままつ海岸清掃	577千円
令和2年7月	たままつ海岸清掃	766千円
令和3年7月	たままつ海岸清掃	725千円
令和4年7月	たままつ海岸清掃	1,147千円
令和5年7月	たままつ海岸清掃	609千円

担当部署名 蓬田村 建設課



要望項目	たままつ海の情報館及び周辺施設の利活用及び設備の老朽化について（新規）	
要望先	国	
	県	県土整備部（河川砂防課）
	その他	
関係法令		事業主体 青森県

要望事項の内容	
<p>本村玉松台を含む周辺一帯地域は、村の伝統文化と観光の中心的な位置を占めており、この地域を観光施設として整備することによって村の活性化を推進することは、長年の目標としてきたところであります。</p> <p>CCZ事業により平成12年頃に完成した当時は、浜辺のレクリエーションの場として恵まれた環境にあつたが、平成27年の国道280号線バイパスの外ヶ浜町への開通による交通の流れの変化に伴い、玉松海岸の観光施設としての立地条件が変わり、入込客数の確保について苦慮しているところであります。</p> <p>以前にたままつ海の情報館の利活用について要望した際は、CCZ事業により離岸堤を含め一体的に整備されたものであるため、情報館のみ切り離して管理を移管することはできないとのことであり、現在の「管理運営に関する協定」を見直すことで今後の利活用の自由度を上げる案が示され、活用イメージの要望を村から県へ伝えることとなっております。</p> <p>また、新たな利活用に伴う問題点の一つとして、施設の老朽化の問題があり、空調設備やウッドテラスは特に老朽化が目立つため、改修や撤去も含めて検討の必要があります。次に、CCZ事業により一体を整備したところですが、「管理運営に関する協定」を締結しているのは情報館のみであり、周辺施設（東屋やテーブル・ベンチ等）は協定内に含まれておらず、現在は村で管理を行っています。しかし、実際に管理すべき境界が曖昧であり、老朽化も進んでいることから、大規模な改修・修繕に向けてこれらについても協定を締結するなど管理体制を明確にする必要があります。</p> <p>つきましては、次の事項について検討していただきたいと要望します。</p>	
<p><b>1. たままつ海の情報館の利活用案について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光案内所の設置</li> <li>(2) フリーマーケット会場としての利用</li> <li>(3) 村出身・在住の作家や芸術家の作品展示</li> <li>(4) クーリングシェルターとして利用（空調設備の改修が必要）</li> </ul> <p><b>2. 現在の館内にある展示スペースの今後を考えた整備について</b></p> <p><b>3. 周辺施設を含めた協定の締結について</b></p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
たままつ海の情報館	平成12年 完成 平成15年 管理運営に関する協定締結（県↔村）
担当部署名	蓬田村 産業振興課

## たままつ海の情報館老朽化の状況

### ○空調設備

・室外機のファンのかバーの土台が腐食して外れてしまっている状態



・ステンレス部分以外は腐食が激しい



・植物が内側へ入り込んでしまっている状態



### ○2階テラス

・所々に激しく腐食している板がある状態



・所々に激しく腐食している板がある状態



要望項目	<b>鳥獣被害防止対策の推進について（新規）</b>		
要望先	国	農林水産省（農村環境課）	
	県	環境エネルギー部（自然保護課）、農林水産部（農産園芸課）	
	その他		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃刀法	事業主体	蓬田村

<b>要　　望　　事　　項　　の　　内　　容</b>
<p>村単独での被害防止対策を10数年間実施してきましたが、専門的知識も少なく、技術や人員配置等に限界があります。また、有害鳥獣もニホンザル以外にかなりの種類（ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ）が増加しており、近年は、有害鳥獣の出没域が住宅地付近まで確認されていることから、いつ住民に危害を加えてもおかしくない状況となっています。</p> <p>しかし、猟友会の従事者の減少と高齢化等により、駆除する頭数は年々減少しており、個体数の増加に歯止めがきかない状況となっています。</p> <p>有害鳥獣被害は、地域ごとの状況や野生動物の生態によって異なるため、県内市町村の被害対策情報の提供と、青森県全体で有害鳥獣の個体数の把握や追払い等の被害防止対策を行う必要があると考えます。</p> <p>住民の生命・財産を確実に守るため、次の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p><b>1. 県全体での有害鳥獣被害防止対策の実施</b>  <b>2. 住宅街周辺や鳥獣保護区域における、有害鳥獣被害防止対策に係る関係法令の整備</b>  <b>3. その他の支援事業の充実</b></p>

<b>現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項</b>																											
<p>当村におけるニホンザル等の有害鳥獣による農産物の被害は、鳥獣の個体数の増加や地域の過疎化、農業者等の高齢化等の問題と相まって年々拡大している。また、近年では住宅地付近での出没が増加しており、地域住民の生活を脅かすものとなってきた。</p> <p>当村では、箱わなを活用した有害鳥獣の捕獲や発信器を活用した実施隊員による追払い、鳥獣撃退装置の設置、広報誌を活用した有害鳥獣対策の周知に取り組んでいる。</p> <p>各年度ごとのニホンザル捕獲頭数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">箱わなによる捕獲頭数</th> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">猟友会による駆除頭数</th> </tr> <tr> <th>うち発信器装着頭数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	箱わなによる捕獲頭数			猟友会による駆除頭数	うち発信器装着頭数		令和元年度	4	1	3	令和2年度	5	0	0	令和3年度	8	1	0	令和4年度	4	2	2	令和5年度	4	2	0
年度			箱わなによる捕獲頭数			猟友会による駆除頭数																					
	うち発信器装着頭数																										
令和元年度	4	1	3																								
令和2年度	5	0	0																								
令和3年度	8	1	0																								
令和4年度	4	2	2																								
令和5年度	4	2	0																								

担当部署名 蓬田村 産業振興課